

交通局発注の随意契約に関する調査報告（最終報告）

平成 27 年 3 月 19 日

大 阪 市

目 次

はじめに	1
1 調査の実施について.....	2
(1) 調査の実施方針	2
(2) 調査案件	3
(3) 調査項目	4
2 調査結果.....	5
(1) 事務処理上問題があるもの	5
① 交通局契約事務審査会での調査・審議を行っていない案件	6
② 随意契約結果の公表がなされていない案件.....	6
③ プロポーザル・コンペ方式による手続きに改善が必要な案件.....	7
④ その他指摘事項.....	8
(2) 随意契約理由の妥当性	10
(3) 不適正な事案と認められるもの.....	12
① 110周年シンポジウム業務委託【公募型プロポーザル方式】	12
(4) 別途、調査を実施する必要があるもの.....	14
① アートフェスタ・イベント【特名随意契約】	14
(5) 不正・不適正な点は見受けられなかったもの.....	17
① トイレ設計業務委託【公募型プロポーザル方式】	17
② 駅側壁設計業務委託【公募型プロポーザル方式】	17
③ ホーム・デザインシート（柱巻き）【特名随意契約】	18
④ 復刻ラッピング列車【公募型プロポーザル方式】	18
⑤ 未利用地を活用した商業施設等検討業務【公募型プロポーザル方式】	19
(6) 原因と背景について	21
3 再発防止に向けた取組み	22

はじめに

平成 26 年 10 月 4 日以降の新聞報道などによって、交通局長ほか特別職 2 名（調査役・秘書）と一般職職員 2 名（理事・部長）らが、本市入札参加有資格者である関係業者（市営交通 110 周年シンポジウムに関する業務委託の受注者）と不適切な会食を行っていたことや、この会食に出席した特別職のうちの調査役が、当該業務委託案件（公募型プロポーザル方式）の公募期間中に、この関係業者の部長と 2 名で会食を行っていたこと、さらに当該案件の審査に際して、審査委員であった調査役が不自然な採点を行っていたなどと、大きくとりあげられた。

関係業者との会食については、本市入札契約事務の公正性の確保のため、契約事務担当者の行動規範、心構えとして策定している「公正契約職務執行マニュアル」により、禁止事項として定めている。

加えて、調査役については、関係業者が応募していた公募型プロポーザル案件の公募期間中に、関係業者の部長と会食を行ったとの報道内容であり、当該案件の審査において、同代理店が有利となるような評価を行ったとのことで、市会においても厳しいご指摘を受けたところである。

そこで、当該事案と同じ公募型プロポーザル方式による契約案件を含む、交通局で締結された随意契約について、その契約事務が適正に執行されていたかを調査し、不適正な事案が認められた場合には、原因・問題点等を明らかにすることによって、交通局契約事務の適正化を図り、不適正な事案の再発防止に努め、公正性を確保することを目的として調査を実施することとした。

この調査については、大阪市入札等監視委員会での調査・審議により、ご意見をいただきながら、調査を進めてきたところである。まず、平成 26 年 11 月 11 日開催の大阪市入札等監視委員会において、「交通局発注の随意契約調査の実施方針」及び「交通局発注の随意契約調査（中間報告）」の報告をし、調査の進め方に関するご意見をいただき、その方針にしたがって調査を実施した。

調査結果については、平成 26 年 12 月 16 日開催の同委員会において、「交通局発注の随意契約に関する調査報告（第 2 次）」を報告して審議いただき、一定のとりまとめを行った。

また、第 2 次調査報告以降、市会や報道により問題点の指摘等があった個別事案について補足的な調査を実施した。

調査の結果、「随意契約チェック機能の不備」や「職員のコンプライアンス意識の不足及び契約事務に関する知識の不足」が主たる原因・問題点であることが明らかとなったことから、今回の不祥事案の発生を契機として、交通局のみならず、各区・各局等全所属で再発防止に向けた取組みを実施することとして、これらを「交通局発注の随意契約に関する調査報告（第 3 次）」としてとりまとめ、平成 27 年 1 月 30 日開催の同委員会において報告、審議いただいた。

今回、別途調査が必要であるとして外部監察チームへ依頼していた調査について、平成 27 年 2 月 25 日付で報告書を受領したことや、交通局が補足的に実施した調査の報告書を受け、最終報告書としてとりまとめたものである。

1 調査の実施について

(1) 調査の実施方針

新聞報道などでとりあげられた業務委託案件と同じ公募型プロポーザル方式による契約案件を含む、交通局で締結された随意契約について、その契約事務が適正に執行されていたかを調査し、不適正な事案が認められた場合には、原因・問題点等を明らかにすることによって、交通局契約事務の適正化を図り、不適正な事案の再発防止に努め、公正性を確保することを目的として調査を実施する。

なお、本件調査については、大阪市入札等監視委員会での調査・審議により、ご意見等をいただきながら、調査結果をとりまとめる。

記

1 調査対象（随意契約の概要）

平成 25 年度・26 年度上半期に交通局が締結した工事・物品・業務委託契約のうち、随意契約によるもので、交通局調達課で締結した契約及び交通局調達課以外の各課で締結した契約について、調査を実施した。

さらに、大阪市入札等監視委員会（平成 26 年 11 月 11 日開催）の指摘を受けて、平成 23 年度・24 年度分の追加調査を実施した。

このうち、市会での指摘や報道された個別事案については、当該契約の契約関係書類や、これまでにとりまとめられた各報告書の調査結果の確認を行うとともに、ヒアリングを実施した。

2 調査の進め方

交通局から対象となる契約リストの提出を受け、個々案件ごとに契約関係書類等を確認のうえ、適正に契約事務が行われているかチェックし、不備・不適正な事務処理が判明した事案については、交通局担当者へのヒアリング等によって、その原因・問題点等を明らかにすることとした。

○対象案件全件

- ・ 交通局契約事務審査会での審議経過
- ・ 随意契約理由の適合性
- ・ 契約結果の公表 など

○企画競争方式（プロポーザル方式等）による案件

- ・ 審査項目・評価設定の合理性
- ・ 審査委員選定について
- ・ 採点状況について など

(2) 調査案件

平成 25 年度・26 年度上半期に交通局が締結した工事・物品・業務委託契約のうち、随意契約によるもので、交通局調達課で締結した契約及び交通局調達課以外の各課で締結した契約について、調査を実施した。

さらに、大阪市入札等監視委員会（平成 26 年 11 月 11 日開催）の指摘を受けて、平成 23 年度・24 年度分の追加調査を実施した。

交通局発注の随意契約

区 分		H23	H24	H25	H26 上半期	計
交通局発注の随意契約	交通局調達課で締結した契約（随意契約）…㊸	762 件 (7 件)	991 件 (34 件)	844 件 (19 件)	491 件 (12 件)	3,088 件 (72 件)
	交通局調達課以外の各課で締結した契約（随意契約）…㊹	57 件 (0 件)	29 件 (3 件)	28 件 (5 件)	23 件 (1 件)	137 件 (9 件)
計…㊺ (㊸+㊹)		819 件 (7 件)	1,020 件 (37 件)	872 件 (24 件)	514 件 (13 件)	3,225 件 (81 件)

(注) () 内はプロポーザル、コンペ方式による契約件数の内数

(注) 交通局職務権限規程に定める少額契約（工事：50 万円以下、物品・業務委託：10 万円以下）を除く。

【参考】交通局全体の契約のうち随意契約が占める割合

		H23	H24	H25	H26 上半期
交通局の随意契約	交通局発注の随意契約 _{*1} …㊺	819 件	1,020 件	872 件	514 件
	契約管財局で発注（業者決定）の随意契約（交通局分）…㊻	213 件	26 件	—	—
	計…㊼ (㊺+㊻)	1,032 件	1,046 件	872 件	514 件
交通局の契約（随意契約+入札） _{*1} …㊽		2,525 件	2,407 件	1,975 件	1,158 件
交通局契約のうち随意契約の占める割合 (㊺/㊽)		40.9%	43.5%	44.2%	44.4%

* 1 交通局職務権限規程に定める少額契約を除く。

【参考】主な部局における随意契約の占める割合（下段：契約件数/全契約件数）

交通局		都市整備局	建設局	環境局	水道局	4局の合計
H25	58.9%	59.2%	59.9%	84.8%	73.9%	72.8%
	1,119 /1,901	945 /1,595	1,928 /3,220	2,275 /2,683	898 /1,215	7,498 /10,303

(注) 主な局の専決契約での比較（平成 25 年度各所属専決契約実績より。各所属の調達担当で契約した案件で、少額契約を含む。）

(3) 調査項目

① 随意契約全般

ア 契約関係書類（平成 25 年度、平成 26 年度上半期）の確認を行い、次に掲げる事項について調査した。

- 契約関係書類の有無（請求書、予定価格書、随意契約理由書、入札書、契約書（請書）、特記仕様書、設計書（仕様書）、検査関係書類）
- 契約事務審査会での審議状況
- 専決等で定めた範囲内で随意契約を行っているか
- 書類の日付が矛盾しているなどの不自然な点がないか
- 随意契約理由が大阪市随意契約ガイドライン（平成 26 年 4 月制定）に適合しているか
- 要綱等に基づく結果公表の状況

イ アの調査の結果、不適正な契約事務手続を行った疑いがある事案については、ヒアリングを実施し、原因の分析・問題の背景を明らかにすることとした。

ウ 大阪市入札等監視委員会（平成 26 年 11 月 11 日開催）の指摘を受けて、平成 23 年度、平成 24 年度分の随意契約件数、契約事務審査会での調査・審議状況、随意契約結果の公表状況などを追加調査することとした。

② プロポーザル方式等による契約

ア プロポーザル方式等に関する契約関係書類（平成 25 年度、平成 26 年度上半期）の確認を行い、次に掲げる事項について調査した。

- 契約相手方、契約金額、履行期間
- 契約事務審査会への付議状況
- 委員名簿（氏名・役職）、選定理由
- 審査基準
- 審査の経過及び結果
- 選定結果の公表の状況
- 履行状況

イ アの結果、問題点が見受けられる事項についてヒアリングを行い、交通局の見解を確認した。

ウ 大阪市入札等監視委員会（平成 26 年 11 月 11 日開催）の指摘を受けて、平成 23 年度、平成 24 年度分を追加調査することとした。

③ 個別事案ごとの必要事項の調査

契約関係書類やとりまとめられた各報告書^(注)の調査結果等の確認を行い、個別事案ごとの必要事項について調査した。

(注) 大阪市入札等監視委員会に対する交通局報告（平成 26 年 11 月 11 日）・外部監察チーム報告書（平成 26 年 11 月 18 日）・交通局内部調査報告書（平成 26 年 11 月 18 日）のこと

2 調査結果

- 以下(3)、(4)で述べる案件を除き、不正・不適正事案は認められなかったものの、委員会設置などの規程の整備漏れや解釈誤り、事務手続きのミスなど、事務処理上問題のある事案が数多く見受けられた。
- また、これらの事務処理上問題のある事案の発生並びに随意契約の件数や契約に占める割合と、現局長の就任（平成 24 年度～）あるいは契約管財局から交通局への事務移管（平成 25 年度～）との因果関係は特に認められなかった。
- 他の主な部局との比較でも、交通局発注の随意契約の割合が特に高いという傾向は認められない。
- 工事以外の物品や業務委託の検査調書については、その作成を省略し、納品書をもってこれに代えているケースや、検査事務を代決しているケースが見られる。交通局内規に基づく取扱いではあるが、適正な履行を確保するため、これを早急に見直し、市全体のルールに統一すべきであると考えます。
- このような状況に陥った原因としては、適正な契約事務を行うためのチェック機能が働いていなかったことや、平成 25 年度に契約管財局から交通局へ事務移管した際に、組織体制が構築されていなかったことなど、コンプライアンス体制が不十分であったことにあると考える。
- なお、「不正」「不適正」とは大阪市職員基本条例に抵触する恐れが高いものをいい、抵触する恐れのないものを「不適切」としている。

(1) 事務処理上問題があるもの

事務処理上問題があった案件（総数）※1	2,855 件 / 3,225 件				計
	H23	H24	H25	H26 上半期	
交通局調達課で締結した契約	757 件 /762 件	981 件 /991 件	537 件 /844 件	443 件 /491 件	2718 件 /3,088 件
交通局調達課以外の各課で締結した契約	57 件 /57 件	29 件 /29 件	28 件 /28 件	23 件 /23 件	137 件 /137 件
計	814 件 /819 件	1,010 件 /1,020 件	565 件 /872 件	466 件 /514 件	2,855 件 /3,225 件

※1 以下のいずれかに該当する案件

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 契約事務審査会での調査・審議を行っていない案件 ② 随意契約結果の公表がなされていない案件 ③ プロポーザル・コンペ方式による手続に改善が必要な案件 | } |
|--|---|

次ページから、問題点の詳細について述べていく。

① 交通局契約事務審査会での調査・審議を行っていない案件 2,590件/3,225件

交通局契約事務審査会での調査・審議を行っていない案件 ※1、※2	H23	H24	H25	H26 上半期	計
交通局調達課で締結した契約	757件 /762件	981件 /991件	427件 /844件	288件 /491件	2,453件 /3,088件
交通局調達課以外の各課で締結した契約	57件 /57件	29件 /29件	28件 /28件	23件 /23件	137件 /137件
計	814件 /819件	1,010件 /1,020件	455件 /872件	311件 /514件	2,590件 /3,225件

※1 平成25年1月以前については、交通局契約事務審査委員会の代わりに「物品買入等の契約に係る業者資格審査委員会」において調査審議を行うこととしていた。

※2 公募型プロポーザル方式等の適用についての審議はしていないが、選定後に、随意契約の相手方の選定理由について審議した場合は、審議を行ったものとしている。

- 交通局契約事務審査委員会（以下、「契約事務審査会」という。）での調査・審議案件は平成25年度以降、改善がみられる。これは、平成25年2月に契約事務審査会を設置したことによるものと考えられる。
- 契約事務審査会は2月ごとに開催し、契約事務審査会が抽出した案件のみを調査・審議することとしていた。また、契約事務審査会開催後、次回の審査会までに発注する必要がある案件については、次回の審査会において事後報告をすれば足りるものとし、発注時に審査会で調査・審議を行うことをしていなかった。
- 大阪市入札等監視委員会からの指摘を受けた交通局は、平成26年11月から、このような運用を改めている。
- 今回のような不適正事案の発生を防止するため、すべての随意契約について契約事務審査会でのチェックが行われるよう、さらに必要な改善を講じるべきである。
- 契約事務審査会の運用にあたっては、調査・審議が形式的なものとならないよう、2段階方式や、同種案件はまとめて審議することなど、効率的かつメリハリのあるチェック体制とするよう、工夫すべきである。

② 随意契約結果の公表がなされていない案件 1,448件/3,225件

理由	H23	H24	H25	H26 上半期	計
少額契約は公表の対象外と誤解していた	285件	366件	285件	150件	1,086件
公表時期は四半期ごとでよいと誤解していた	0件	0件	0件	136件	136件
単価契約は公表の対象外と誤解していた	18件	19件	19件	18件	74件
各課で契約締結したため対象外と誤解していた	57件	29件	28件	23件	137件
その他（事務手続きのミスによる計上漏れ）	6件	4件	2件	3件	15件
計	366件 /819件	418件 /1,020件	334件 /872件	330件 /514件	1,448件 /3,225件

- ・公表がなされていない理由としては、規程の解釈の誤解があったことや事務手続きのミスによるものであった。

③ プロポーザル・コンペ方式による手続きに改善が必要な案件

以下の事項（ア～オ）について問題のある事案が見受けられたが、決議書類等により確認し、ヒアリングを行った限りにおいては、その他の問題点は見受けられず、また、「市営交通 110 周年記念シンポジウム」に関する業務委託以外の案件については、不適正な契約事務を行ったものは見当たらない。

【プロポーザル方式等による契約件数】

		H23	H24	H25	H26 上半期	計
プロポーザル方式・ コンペ方式により契 約を締結したもの	交通局調達課で締結 した契約	7 件	34 件	19 件	12 件	72 件
	交通局調達課以外の 各課で締結した契約	0 件	3 件	5 件	1 件	9 件
	計	7 件	37 件	24 件	13 件	81 件

ア 契約事務審査会に公募型プロポーザル方式等の適用について付議されていないもの

81 件/81 件

- ・81 件中すべての案件で、公募型プロポーザル方式等の適用について、契約事務審査会での調査・審議が行われていない。
- ・ヒアリングを行った結果、交通局としては平成 25 年 4 月 1 日から契約事務審査会において調査・審議すべき対象を厳格化したが、局内での周知徹底ができておらず、今後は適正に調査・審議を行うとのことであった。

イ 選定委員会の委員に本市職員のみを選定したもの

16 件/81 件

年度		H23	H24	H25	H26 上半期	計
本市職員を 委員とする もの	すべての委員が本市 職員	1 件	3 件	6 件	6 件	16 件
	本市職員を含むもの	6 件	29 件	12 件	7 件	54 件
庁外の委員のみ		0 件	5 件	6 件	0 件	11 件
計		7 件	37 件	24 件	13 件	81 件

(注) 交通局からの情報提供により新聞報道された全委員が本市職員のもの 19 件については、うち 12 件が上記調査結果に含まれるが、次の残りの 7 件については、工事・物品・業務委託契約には該当しないものであることを交通局に確認したため、本件調査結果からは除外した。

- ・定期券クレジット決済加盟店契約 2 件（業務委託ではなく公金の取扱い手数料の支払い）
- ・公衆無線 LAN 事業提携
- ・自動販売機設置等 4 件（行政財産の目的外使用許可に係るもの）

ウ 決裁書類に委員選定理由の記載がないもの

16 件/81 件

年度	H23	H24	H25	H26 上半期	計
委員選定理由の記載がないもの	4件	4件	5件	3件	16件
委員選定理由の記載があるもの	3件	33件	19件	10件	65件
計	7件	37件	24件	13件	81件

- ・委員選定要綱を定めているが、具体的な選定にあたり選定理由が決裁書類に記載されていないなど、選定理由の記載のないものが合計16件あった。
- ・ヒアリングを行った結果、決裁書類への添付漏れとのことであり、それぞれの案件の選定理由を確認したが、問題点は見受けられなかった。

エ 委員による審査結果が不自然なもの

1件/81件

年度	H23	H24	H25	H26 上半期	計
審査結果が不自然なもの	0件	0件	1件	0件	1件
審査結果が不自然ではなかったもの	7件	37件	23件	13件	65件
計	7件	37件	24件	13件	81件

- ・「市営交通110周年記念シンポジウム」に関する業務委託において、選定委員である調査役が選定した事業者以外の3社に対して著しく低い評価点をつけているが、その他の案件においては同様のケースは見受けられなかった。

オ 選定結果の公表を行っていないもの

55件 /81件

年度	H23	H24	H25	H26 上半期	計	
選定結果を公表していないもの	6件	33件	15件	1件	55件	
選定結果を 公表してい るもの	短期間の公表	1件	4件	6件	10件	21件
	公表中	0件	0件	3件	2件	5件
計	7件	37件	24件	13件	81件	

- ・選定結果が公表されているものについても、公表期間が非常に短期間であるものも多く、また、選定した相手方等のみを公表し、選定委員会委員（委員氏名・役職等）、審査の経過（選定委員会の開催日、審査方法、審査項目、配点、評価点等）が記載されておらず不十分な公表内容であった。
- ・ヒアリングの結果、交通局として、今後、適正に公表を行うようにするとともに、平成25年度、26年度の既契約案件についても、再度改めて「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」に即した適正な公表を行うこととしている。

④ その他指摘事項

ア 交通局調達課以外の各課で締結した契約（随意契約）について

- ・交通局調達課以外の各課で締結した契約について、本来は、交通局調達課で契約手続を行うべきところ、専決規程の解釈を誤り、各課で契約を締結した案件が見られた。（H25～26上半期で51件中29件）

- その他、特記仕様書や積算根拠資料など必要書類が作成されていないものが、一部見受けられた。また、過去からの経緯で漫然と随意契約を続けている事案が見受けられた。
- イ 書類不備・記載漏れについて
- いくつかの案件で、特記仕様書などの書類の不備や、決裁書類に日付や必要事項の記載もれなどが見受けられた。
- ウ 検査体制について
- 物品や業務委託の契約において、検査調書の作成を省略し、契約相手方から提出のあった納品書をもってこれに代えている。
 - これは、交通局検査規程及び交通局検査規程施行細則に基づくものであるが、早急に手続規程を見直すべきである。
 - また、複数の案件で、代決で検査を行っている事案も見受けられた。検査職員に関する規程に従い、検査事務を適切に行うよう留意すべきである。

(2) 随意契約理由の妥当性

種別（随意契約理由）	年度		
	H25	H26 上半期	計
①その性質又は目的が競争入札に適しないもの（第2号）	829件	494件	1,323件
②障害者支援施設等からの買入又は役務の提供（第3号）	1件	1件	2件
③緊急により競争入札ができないとき（第5号）	21件	9件	30件
④競争入札に付すことが不利と認められるとき（第6号）	21件	10件	31件
計	872件	514件	1,386件

（ ）内は、随意契約ができる場合の根拠規程（地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号）。

- ① その性質又は目的が競争入札に適しないもの(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
 - ・車両等の部品の買入や修繕、保守など、特殊な技術、機器又は設備等を必要とするもので、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないものであり、直ちに適正とまで断定はできないものの、書類上の調査としては一定の合理性が認められるといえる。
- ② 障害者支援施設等からの買入又は役務の提供(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号)
 - ・障害者支援施設など法令に定める条件を満たす者により、比較見積をしたうえで契約締結していることから、書類上の調査としては一定の合理性が認められる。
- ③ 緊急により競争入札ができないとき（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号）
 - ・早急な着工という観点から、迅速に資材調達や要員が確保できる現在履行中の業者を選定している場合が多く、直ちに適正とまで断定はできないものの、書類上の調査としては一定の合理性が認められるといえる。業者選定が恣意的にならないようルールを定めるなどの改善が必要である。
- ④ 競争入札に付すことが不利と認められるとき(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号)

案 件 名 称	契約日	契約金額(円)	別冊の リストNo.
天下茶屋駅仮泊室改造工事（建築の部）その2	H25.11.13	1,722,000	H25 調達課 随契工事No.12
花園町駅接客室改造その他工事（電気設備の部）－2	H25.12.3	8,001,000	H25 調達課 随契工事No.17
高速電気軌道第4号線大阪港～九条間高架構造物耐震補強工事－4	H26.2.6	835,800,000	H25 調達課 随契工事No.10
バス停留所設置に伴う道路等改築工事	H26.1.30	24,255,000	H25 調達課 随契工事No.1

- ・当初入札に付したが入札不調となって再発注に要する時間的余裕がなくなったものや、バス路線の再編に伴いバス停留所の迅速な設置が必要となるなど、急を要するためやむを得ず、近隣等の施工業者と随意契約を締結したということであるが、根拠法令（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号）の趣旨を広く解釈した随意契約であると認められる。
- ・また、契約事務審査会での調査・審議が行われておらず、契約相手方の選定方法や選

定理由などについて、十分な検討が行われたとはいえない。ただちに、不適正な随意契約とはいえないとしても、入札不調を回避するための対策をとるとか、比較見積など競争性を確保した契約方式を選択するとか、あるいは恣意性を排除した業者選定方法について検討するなど改善が求められる。

- 随意契約の適用にあたっては、関係法令に適合しているかどうかや、随意契約ガイドラインの趣旨に反していないかなど審査を行うため、契約事務審査会で確実に審議することが必須である。

(3) 不適正な事案と認められるもの

市会での指摘や報道された個別事案について、当該契約の契約関係書類や、これまでにとりまとめられた各報告書の調査結果の確認を行うとともに、ヒアリングを実施した結果、以下の案件については不適正な事案と認められる。

① 110周年シンポジウム業務委託【公募型プロポーザル方式】

別冊のリスト：26年度調達課随契業務委託No.125/26年度プロボNo.2

ア 関係業者との不適切な会食

- ・平成26年4月25日（公募前）における交通局職員A（当時。以下同じ。）らと関係業者（本件契約の受注業者）の社員B（当時。以下同じ。）らとの会食の事実は認定できるものの、本件契約に関する情報漏洩という不正行為の事実は確認できなかった。また供給接待の事実も確認できなかった。
- ・本市は、当該会食の事実に関して、市民に対して委託業者選定にかかる審査の公平性が損なわれたのではないかという疑惑や不信を与える結果となったことは不適切な行為であったと言わざるを得ないとして、平成26年11月10日、大阪市競争入札参加停止措置要綱第12条の規定に基づき、当該関係業者に対して書面による警告を行っている。

イ 公募期間中における関係業者との会食の有無

- ・公募期間中において、交通局職員Aと関係業者社員Bとの会食の事実は確認できなかった。

ウ 公募前・公募期間中における関係業者との接触の有無

- ・上記ア以外にも交通局職員Aと関係業者社員Bとの接触の事実は認定できる。ただし、本件契約の情報に関する電話連絡の事実については、交通局職員Aは事実を認めているが、関係業者社員BはAの勘違いである旨主張し事実を認めていない。
- ・また、第三者を介した間接的な本件契約に関する情報漏洩の事実も確認できない。
- ・したがって、現時点においては不正行為の事実の認定は困難な状況にある。

エ 公募審査の審査委員の構成

- ・交通局長（審査委員長）、交通局 局部長級職員6名、交通局職員Aの計8名となっている。

オ 公募審査時における審査委員の採点

- ・本件契約の公募審査に関して、交通局職員Aと関係業者社員Bとの間で、関係業者の提案を有利なものとする意思疎通があった事実は確認できず、本件契約に関する情報漏洩の事実についても、上記ア・ウのとおり不正行為の事実認定は困難である。

- しかしながら、交通局職員Aと関係業者社員Bとの間で本件契約に関する情報提供の事実があったかどうかは別として、審査委員としての交通局職員Aによる公募審査時における採点は極端かつ不自然なものであり、交通局の他の公募審査（同職員が審査したものを含む。）にも例をみない。
- 平成 26 年 11 月 18 日付けの外部監察チームの報告書によると、審査委員である交通局職員Aの一連の言動は、本件プロポーザルの審査の公平性・透明性を害したことは確実であり、公正さに疑いを生じさせるものとしており、不適正な事案であると認定する。

(4) 別途、調査を実施する必要があるもの

市会での指摘や報道された個別事案について、当該契約の契約関係書類や、これまでにとりまとめられた各報告書の調査結果の確認を行うとともに、ヒアリングを実施した結果、以下の案件については市民への説明責任を果たすべきものであり、別途、調査を要するものとした。

これを受けた契約管財局は、平成 26 年 12 月 25 日に外部監査チームに調査依頼をしたところ、平成 27 年 2 月 25 日に調査結果の報告書を受領した。

① アートフェスタ・イベント【特名随意契約】

別冊のリスト：25 年度調達課以外随契№.13

ア 事務事業の必要性についての判断

- ・事務事業の実施にあたっては、市民に対する説明責任を果たす観点から、組織としての意思決定を行うまでの過程（プロセス）の文書を確実に作成しなければならない。会議の記録や決裁手続きを経て公文書を作成するなど、事務事業の重要性や規模に応じた意思決定までの一定のプロセスが求められるところである。また、支出の原因となるべき契約を締結するにあたっては、予算措置が必要である。
- ・交通局の説明によると、平成 25 年 4 月 4 日にあった事業者からの提案を受けて、交通局長はその場で本件イベントを実施する方針を決定し、5 月 17 日において交通局長は、実行委員会方式^(注)により本件イベントを実施する準備を始めることを、事業者との間で口頭で合意したとのことである。組織としての意思決定を証する公文書はこの後にも作成されず、そうした観点からは意思形成プロセスが不明確であるといえる。

(注) イベントなどの実施にあたって、行政や民間企業、市民団体等が資金や人材をお互いに出し合い設立した任意団体(実行委員会)が、主催者となって運営する方式のこと。

- ・また、本件イベントの契約は決裁文書上、平成 25 年 5 月 1 日付けで起案し、5 月 16 日付けで決裁、5 月 17 日付けで契約を締結したことになっているが、実際は平成 25 年 10 月 28 日に起案・決裁し、同日に契約を締結していた。
- ・これは、協賛者が集まらないため実行委員会を立ち上げることができないまま、平成 25 年 9 月 20 日に本件イベントの中止を決定した際に、すでに事業者において発生していた実費相当額（部材費や労務費など）とキャンセル料を事業者を支払うべきとの考えのもと、交通局で支出できる金額として 800 万円を上限として、事業者に提示した結果、委託料名目で平成 25 年 10 月 31 日に 800 万円を支出したということである。

イ 随意契約の相手方選定理由・随意契約によることとした理由

- ・契約方式の例外である随意契約については、平成 20 年に公正職務審査委員会勧告をきっかけに不適正契約の排除や競争性のない随意契約の見直しなど、随意契約の適正化の

取組みを強化してきたところである。

- イベントの提案内容を、無償で他社に使用させることに抵抗感があったため、交通局はイベントの提案者と当該イベント実施の契約をしたとのことであるが、このような理由では、市民の理解を得ることは困難であると考ええる。
- 本件イベントの実施の委託契約を締結するにあたっては、公募あるいは入札によるべきであったと考える。

ウ 予定価格算出の根拠・支払手続きの正当性・支払額の妥当性

- 特名随意契約（競争性のない随意契約）により契約を締結するにあたっては、競争入札に準じて適正に予定価格を算出した上で、予定価格の制限の範囲内で適正な価格によって契約を締結しなければならない。
- 本件イベントについては、決裁文書上の契約の内容^(注)と成果物（給付の内容）としていたる企画提案書なるものが一致していると解することは困難である。前述のとおり、支払額の根拠は事業者が負担した実費相当額やキャンセル料の負担ということであるが、本件イベントの支払手続きの正当性や金額の妥当性など市民に対して説明責任を果たしていく必要があるのではないかと考える。

(注)心斎橋駅を中心として利用者の増加、駅空間の快適性の向上等を目的とするアートフェスタに関する調査及び研究にかかる契約

エ アートフェスタ・イベントの提案者（事業者）と交通局長との関係

- 提案は、交通局長の知人からのもの。
※ 交通局の市会での答弁によるものである。

オ 外部監察チームからの報告書（平成 27 年 2 月 25 日）における意見の概要

- 外部監察チームによる調査結果における意見の概要は、次のとおりであった。
- まず、平成 25 年 4 月ないし 5 月時点における合意成立の有無については、交通局が 4 月 4 日頃にアートフェスタを実施する方針を決定したこと及び 5 月 17 日にプロデューサーとの間でアートフェスタ実施に関する合意をしたことを前提として、その意思形成過程について調査した結果、その意思決定及び合意は存在しない、としている。
- 次に、800 万円の支払いの適否については、①「アートフェスタに関する調査及び研究」は、各決裁からその内実は、賠償金の支払いを目的とするものであり、「調査及び研究」に関する契約が成立したとは言えない、②「アートフェスタの実施に関する契約」についても、実施主体として予定されていた実行委員会が成立していない以上、契約当事者が存在せず、「アートフェスタの実施に関する契約」が締結されることはありえないとした。このことから、交通局は契約関係上の損害賠償義務を負うことはないが、一切の法的責任を負わないとは言い切れず、生じた損害については信義則上の賠償責任を

負う可能性は否定できないものの、その範囲や金額は相当な範囲に限られ、今回支払われた 800 万円が損害賠償として適正であるか否かは重大な疑問がある、としている。

(5) 不正・不適正な点は見受けられなかったもの

市会や報道により問題点の指摘等があった個別事案について、当該契約の契約関係書類や、これまでにとりまとめられた各報告書の調査結果の確認、関係職員へのヒアリングを行うとともに、交通局長の知人関係について調査した結果、以下の案件について、公募型プロポーザル方式での契約に関し、選定委員会の委員に本市職員のみを選定していたという問題が見受けられたが、その他については、不正・不適正な点は見受けられなかった。

(注) 以下記載のプロポーザルの採点表中のX社の下付き文字について、下付き文字が同じであっても同一会社とは限らない。

(注) 交通局長の知人に関する記述については、交通局調査報告書による。詳細は、別添資料参照のこと。

① トイレ設計業務委託【公募型プロポーザル方式】

別冊のリスト：25年度調達課随契業務委託No.137/25年度プロポNo.9

ア 公募審査の審査委員の構成

- ・交通局長（審査委員長）、交通局部長級職員1名、外部審査委員Cの計3名。

イ 公募審査時における審査委員の採点

- ・採点結果は下表のとおりであり、各審査委員間の採点に偏りも認められず、審査結果に不自然な点は認められなかった。

審査委員	参加者	受注業者D社	X ₁ 社	X ₂ 社	X ₃ 社
藤本局長		73	69	72	53
部長級職員		77	74	70	58
外部審査委員C		72	72	72	54
計		216	215	214	165

ウ 審査委員・受注業者と交通局長との関係

- ・交通局長は、当該公募審査の外部審査委員Cについて知人であることを認めている。しかしながら、交通局長自身、当該公募審査に出席したかどうかよく覚えておらず、外部審査委員Cと同席した記憶がないということである。なお、当該公募審査の外部審査委員Cの選定については、当該公募審査の関係職員が適任であると考えたから選定したものであり、交通局長の指示によるものではないと認められる。委員選定の決裁は、交通局長が決裁しているが、交通局長に対する決裁の事前説明の際に、外部審査委員にCを選定することについて説明したかどうかは不明であった。
- ・本件契約の受注業者Dについては、知人ではないと述べている。

② 駅側壁設計業務委託【公募型プロポーザル方式】

別冊のリスト：24年度調達課随契業務委託No.317、318/24年度プロポNo.26、27

ア 公募審査の審査委員の構成

- ・交通局長（審査委員長）、交通局部長級職員2名、外部審査委員Cの計4名。

なお、外部審査委員 C は上記①の外部審査委員 C と同一人物である。

イ 公募審査時における審査委員の採点

- 採点結果は下表のとおりであり、各審査委員間の採点に偏りも認められず、審査結果に不自然な点は認められなかった。

審査委員	参加者 受注業者 D 社	受注業者 X ₄	X ₅ 社	X ₆ 社	X ₇ 社	X ₈ 社
藤本局長	52	48	52	50	42	44
部長級職員	63	69	65	69	65	56
部長級職員	55	60	55	58	63	60
外部審査委員 C	65	58	62	55	57	55
計	235	235	234	232	227	215

(注) 本件契約は、採点の結果、最高点の D 社と X₄ 社の 2 社が同点 (235 点) であったため、契約を分割 (3 駅ずつに分割) してそれぞれと契約を締結したものである。

ウ 審査委員・受注業者・書家と交通局長との関係

- 交通局長は、当該公募審査の外部審査委員 C について知人であることを認めている。また、当該公募審査で外部審査委員 C と同席した記憶があるということである。なお、当該公募審査の外部審査委員 C の選定については、当該公募審査の関係職員が適任であると考えたから選定したものであり、交通局長の指示によるものではないと認められる。委員選定の決裁は、交通局長が決裁しているが、交通局長に対する決裁の事前説明の際に、外部審査委員に C を選定することについて説明したかどうかは不明であった。
- 本件契約の受注業者 D については、知人ではないと述べている。
- 本件契約で採用された作品の書家 E については、知人であることを認めている。当該公募審査で提案内容を見たときに、E の作品であるとわかったが、審査は提案内容が市営交通に有為であるかないかで判断しているということであった。

③ ホーム・デザインシート（柱巻き）【特名随意契約】

別冊のリスト：25 年度調達課随契物品 No.349

ア 随意契約の相手方選定理由・随意契約によることとした理由

- 本件契約の受注業者 D は、上記②の契約の受注業者であり、このときの契約で作成したデザイン等の原画を保有し、他社に公開していないことから、その性質又は目的が競争入札に適しないものとして、随意契約の相手方として D を選択したことは一定やむを得ないものと認められる。

④ 復刻ラッピング列車【公募型プロポーザル方式】

別冊のリスト：25 年度調達課随契業務委託 No.374 / 25 年度プロボ No.12

ア 公募審査の審査委員の構成

- 交通局 局部長級職員5名、課長・課長代理級職員2名（ただしこの2名は代理出席）、交通局職員Aの計8名となっている。

イ 公募審査時における審査委員の採点

- 採点結果は下表のとおりであり、各審査委員間の採点に偏りも認められず、審査結果に不自然な点は認められなかった。

審査委員	参加者	受注業者X ₉ 社	X ₁₀ 社	X ₁₁ 社
局長級職員		65.80	53.44	39.82
部長級職員		68.39	54.69	40.07
部長級職員		70.97	56.19	42.82
部長級職員		65.80	56.19	46.49
部長級職員		63.14	60.02	30.99
課長級職員		67.05	61.44	51.65
課長代理級職員		70.89	57.44	37.49
交通局職員A		64.39	61.35	29.57
計(注)		67.05	57.60	39.87

(注)本件契約は、審査項目4項目に一定の割合(企画力25%・デザイン力40%・信頼性25%・費用対効果10%)を加重する方式を採用(ここでは採点の偏りを調査するため、詳細な説明は省略する。)しているため、「計」欄は、各審査委員の採点の合計とはならない(他の採点方法は単純合計)。

⑤ 未利用地を活用した商業施設等検討業務【公募型プロポーザル方式】

別冊のリスト：26年度調達課随契業務委託No.148/26年度プロボNo.10

ア 公募審査の審査委員の構成

- 交通局長（審査委員長）、交通局 局部長級職員4名、外部審査委員Fの計6名。

イ 公募審査時における審査委員の採点

- 採点結果は下表のとおりであり、藤本局長に一部低い採点が見られるものの、それ以外は各審査委員間の採点に偏りも認められず、審査結果に不自然な点は認められなかった。

審査委員	参加者	受注業者G	X ₁₂ 社	X ₁₃ 社	X ₁₄ 社	X ₁₅ 社
藤本局長		57	51	9	62	46
局長級職員		63	53	56	65	40
局長級職員		70	53	46	67	63
局長級職員		80	60	47	60	74
部長級職員		71	66	51	51	59
外部審査委員F		60	52	59	59	57
計		401	335	268	364	339

ウ 審査委員・受注業者と交通局長との関係

- 交通局長は、当該公募審査の外部審査委員Fについて知人であることを認めている。
また、当該公募審査の関係職員は、外部審査委員の選定については、当該公募審査の関係職員が最も適任であると考えたから選定したものであり、交通局長の指示によるものではないと認められる。交通局長に対しては、委員選定の決裁の前の事前説明において、Fを外部審査委員候補とし、参加事業者との利害関係を確認したうえで、選定手続きを進めることを説明したとのことであった。
- 本件契約の受注業者Gについても、知人であることを認めている。
審査委員会当日、提案業者のプレゼンテーションのときにGが来ていたのでわかったとのことであるが、審査は提案内容が市営交通に有為であるかないかで判断しているとのことであった。
- 受注業者Gの代表取締役とは、過去に年一回程度は会食の機会があったが、交通局長就任後の平成24年4月以降は、挨拶をする機会があった程度で会食は行っておらず、利害関係にはないものと考えられる。

なお、その他調達契約以外の案件については、工事・物品・業務委託契約には該当しないものであることから、本件調査の対象外とした。

(6) 原因と背景について

これまでの調査結果から、これまで本市が推進してきた随意契約適正化の取組みが、交通局においては十分に機能していなかった事実が明らかとなり、その原因と背景は以下の点が考えられる。

1点目に、随意契約チェック機能の不備として、
契約事務審査会の審議体制が不十分であったこと、
随意契約結果公表を行う事務執行体制が不十分であったこと、
プロポーザル等方式について本市職員のみを審査委員とするなど審査方法が不適切であったこと、

2点目に、職員のコンプライアンス意識の不足及び契約事務に関する知識の不足として、
適切な事務処理についての認識が不足していたこと、
契約事務に関する諸規程に関して、規程自体の整備漏れや規程に対する理解・知識の不足、
が、あげられる。

これらについては、交通局が所管する事業特性による職場風土の影響があったものと考えられるが、今後、他の各区・各局等の所属においても、起こりうる可能性を完全に否定することはできない。

調査結果をふまえて、随意契約のチェック機能が確実に働くよう、交通局のみならず、各区・各局等全所属における再発防止に向けた対応策・改善策の取組みの方向性をとりまとめた。

3 再発防止に向けた取組み

(1) 具体的な対応策・改善策

ア これまでの取組みについて

関係業者との不適切な会食や、公募型プロポーザルの事務手続きに問題があった点について、適正な業者対応と事務処理が徹底されるよう、関係各規程の改正など、次の取組みを実施してきた。

① 契約関係各規程の改正

● 「公正契約職務執行マニュアル」の改正（平成26年11月）

契約担当職員の行動規範・心構えを定めたマニュアル（平成11年12月策定）

【改正点】

- ・対象職員は、特別職（ただし、市長・副市長、市議員を除く）も含むこととし、本市の契約事務担当職員のすべてを対象

● 「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」の改正（平成26年11月）

業務委託契約の公募型プロポーザル方式の適正な運用を図ることを目的に策定したガイドライン（平成25年12月策定）

【改正点】

- ・選定委員会の審査委員について「原則として庁外の学識経験者等」としているところ、意思決定を行う又は意思決定に関与する本市職員を委員とすることが適切でない旨、明確化。
- ・審査委員についても、当該案件の審査期間中は、関係業者との会食等の禁止事項を遵守するよう就任時に書面で説明。

② 職員への研修の実施

契約事務コンプライアンス研修を実施し、上記マニュアル等の改正内容についてその趣旨も含めて、契約管財局職員が解説し、周知・徹底を図った。

● 契約管財局主催（全所属対象）

- ・所属長対象

平成26年11月14日(金)午前11時開催 (受講者数 43名)

- ・課長級職員対象

平成26年12月24日(水)午後3時開催 (受講者数 98名)

- ・実務担当者対象

平成26年11月13日(木)午後1時30分開催 (受講者数173名)

● 交通局主催（契約管財局職員派遣研修）

- ・交通局課長級以上職員対象

平成26年12月18日(木)午後1時30分開催
// 12月22日(月)午前9時開催 } (受講者数131名)

- ・交通局係長級職員対象

イ 今後の取組みについて

随意契約適正化のPDCAが有効に機能していなかった点について、次の取組みを実施し、適正化を確保する。

① 全所属を対象とした取組み

● 契約事務審査会の設置根拠規定の明確化

契約事務審査会の設置については、平成 22 年 2 月 24 日付の各所属長あて通知をその根拠としているが、根拠規定の明確化を図り、事務取扱いの風化を防止するため、全市版の契約事務審査会運用指針を策定する。 【平成 27 年 3 月末実施予定】

● 入札等監視委員会での各所属契約事務審査会の審議状況のチェック強化

契約事務審査会での審議状況の報告内容について、審議件数のみでなく対象案件の母数についても報告を要することし、全件審議を促す。 【平成 27 年 4 月実施予定】

* 各所属での契約事務審査会の審議状況については、これまでも前年度の審議状況を次年度に入札等監視委員会へ報告、調査・審議のうえ、改善点などのご意見をいただいている。

● 契約事務研修の充実について

今回の不祥事案の再発防止に向けた取組みの周知徹底とコンプライアンス意識の醸成を図るため、研修内容を充実するとともに、各所属への契約管財局職員の派遣研修についても積極的に展開する。 【平成 27 年度～実施予定】

* 契約事務研修については、契約事務に関する知識の習得による適正な事務手続きの遂行と、コンプライアンス意識や公務員倫理の醸成を図ることを目的として、「大阪市における契約事務研修の実施方針」を平成 26 年 5 月に策定し、階層別に計画的な研修を実施することとしている。

● 関係ガイドライン等の改正

今回の不祥事案の発生及び調査結果を受けて、適正な随意契約についての理解・知識がより深まるよう、関係ガイドライン等の記載内容の充実を図る。

○大阪市随意契約ガイドライン

【改正点】

- ・同一の工事現場で作業する場合以外で、競争入札に付することが不利と認められるとして行う随意契約（6号随契）については、慎重な立場をとる必要があること等を明記
- ・既契約工事の契約金額が6号随契を行おうとする予定価格を下回る場合については、慎重な立場をとる必要があることを明記 など【平成 27 年 3 月末実施予定】

○公正契約職務執行マニュアル

- ・勉強会や意見交換会などと称して行われる関係業者との会食については、職務上・職務関連で参加する場合は、所属長対応（職員随員必須）とし、副市長の事前了承を必要とすることを明記 など【平成 27 年 3 月末実施予定】

② 交通局の独自取組み

- 交通局契約事務審査委員会の審議体制強化（対象案件の全件審議）
 - ・外部審査委員の増員 【平成27年2月実施済み】
 - ・委員会開催回数の増加（2か月に1回→1か月に1回）【平成27年1月実施済み】
 - ・審議済み案件への審議番号の付与による審議状況のチェックの徹底
【平成27年1月実施済み】
 - ・事務局専任職員の配置 など 【平成27年1月実施済み】
- 随意契約結果の公表の徹底
 - ・局内での公表ルールの再周知と公表手続のチェックの徹底
 - ・公表担当の専任職員の配置 【平成27年1月実施済み】
- 公募型プロポーザル方式等の適正な手続きの徹底
 - ・プロポーザル方式等の適用についての契約事務審査委員会での審議の徹底。
 - ・審査委員は例外なく全員を外部委員とし、審査委員の選任についても、契約事務審査委員会で審議。
 - ・審査委員に対して、参加事業者に関係者がいないか自己申告を求める。
 - ・採点基準について、契約事務審査会で審議・決定。
 - ・選定結果の公表手続のチェックの徹底。 【平成27年1月実施済み】
- 調達課での契約事務の一元実施
 - ・いわゆる調達契約（不動産、広告、乗車券販売手数料などを除く。）のすべてを調達課で契約 【平成27年1月実施済み】
- 契約事務のコンプライアンスの確保
 - ・契約事務コンプライアンス研修の定期実施（年1回） 【平成27年度～実施予定】
 - ・各部契約事務担当者の明確化による契約事務に関する通知等の情報共有化
【平成27年2月実施済み】
 - ・検査調書の取扱いの適正化 など 【平成27年4月実施予定】